

第3期大野城市こども・子育て支援事業計画の概要

計画策定の趣旨

第1章

国においては、「こどもまんなか社会」の実現を目指して令和5年4月1日に、こども家庭庁が設置され、こども基本法が施行されました。同年12月22日にはこども施策に関する基本的な方針や重要事項などを示した「こども大綱」が閣議決定されました。また、子育てに困難を抱える世帯が顕在化していることから、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化するため、児童福祉法及び母子保健法が改正され、令和6年4月1日に施行されました。

大野城市においても、令和6年度にこども大綱を勘案した市町村こども計画にあたる「夢とみらいのこどもプランⅣ」を策定し、これからの大野城市のこども政策の方向性を示したところです。

このたび、これまで取り組んできた施策を引継ぎ、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期大野城市こども・子育て支援事業計画」を策定しました。

なお、市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備や業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすることを目的に、平成27年度から5年を一期として計画を策定することが市町村に義務付けられています。

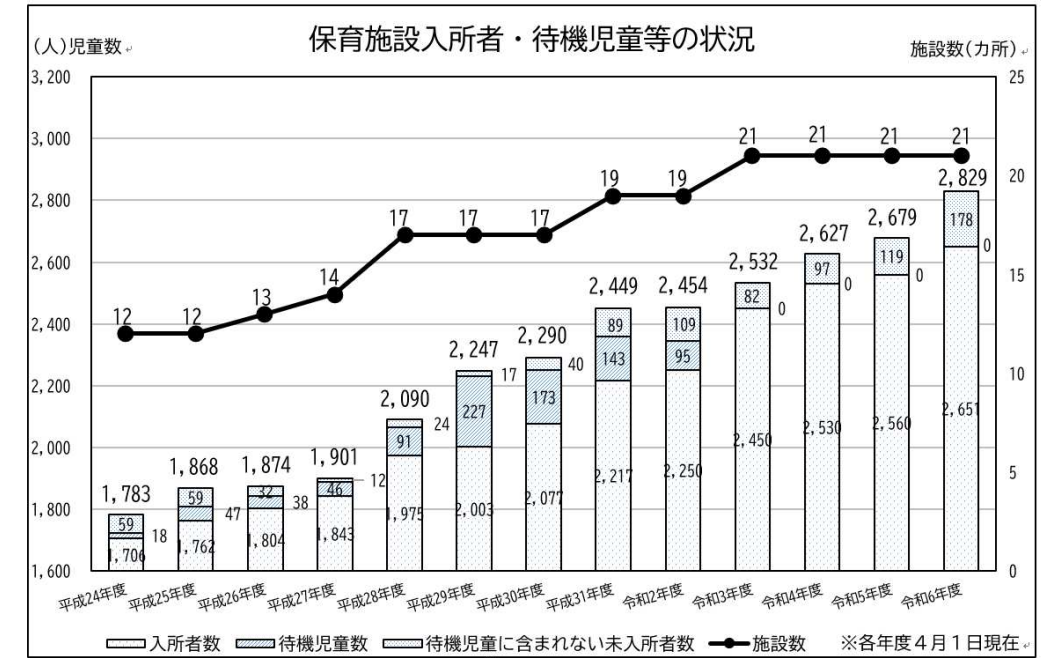
新制度及び事業計画策定の目的	
<ul style="list-style-type: none"> ●質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ●保育の量的拡大、確保 ●地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実 	
計画期間	計画の対象
令和7年度～令和11年度（5年間） ※必要に応じて中間年度（令和9年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。	本市に住む全てのこどもとその家庭、地域住民、企業（事業所）、行政など、こども・子育てに関わる全ての個人及び団体。 なお、本計画において、「こども」とは、子ども・子育て支援法第6条の規定に基づき、0歳からおおむね18歳までとします。

大野城市のこども・子育てを取り巻く現状

第2章

令和6年3月に策定した「第6次大野城市総合計画後期基本計画」の人口推計において、本市の人口は、令和19年に105,268人まで増加し、その後緩やかに減少していく見込みです。また、0歳～14歳の年少人口は今後緩やかに減少していくと見込んでおり、令和29年には13.4%となり令和4年の15.5%より2.1%程度減少する見込みです。

近年は、共働き世帯の増加や人口流入の影響を受け、保育施設の入所希望者が増加しており、令和6年4月1日現在は2,829人で、対象人口（0～5歳）の約47.8%を占めています。この保育需要増加に対応するため、平成22年度から令和6年度にかけて保育所整備を進め、これまでに計1,347人分の保育定員を拡充し、令和3年度以降は待機児童ゼロを達成しています。



こども・子育て支援の基本的な考え方

第3章

◇基本理念

全てのこどもが、夢と希望を持ち、幸福な生活をおくることができるまちをめざして

◇基本指針

- (1)こどもの権利の保障
- (2)こどもと子育て当事者への切れ目ない支援
- (3)家庭・地域・事業者・教育及び保育施設等・行政の連携

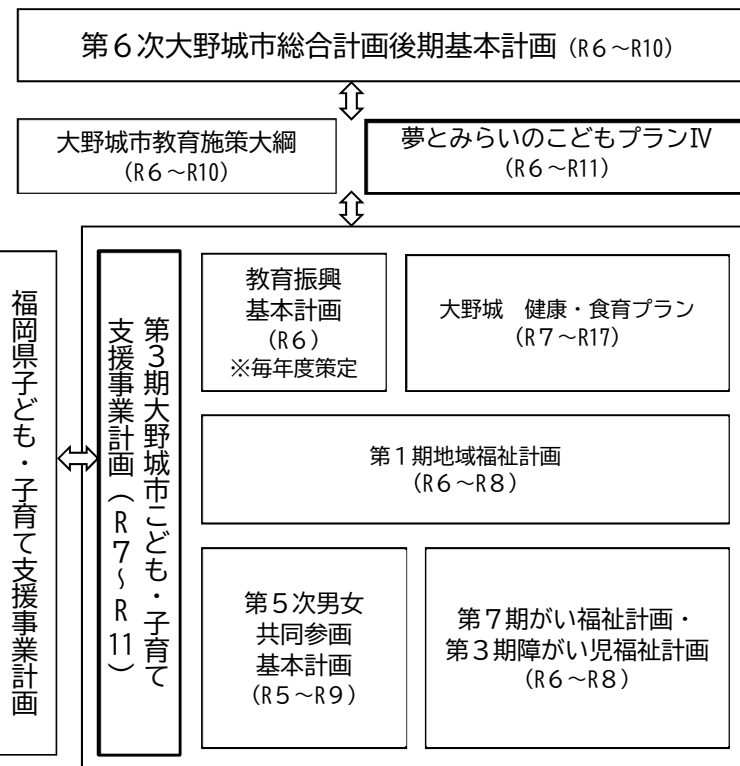
◇家庭・地域・事業者・教育及び保育施設等・行政の役割

役割	内容
事業者	○保護者等を雇用する事業主は、子育て中の労働者が男女を問わず、仕事と子育てを両立できるように雇用環境の整備を行う。
家庭	○保護者は責任を持って子育てをする。 ○家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とながりを持つ。
教育及び保育施設等	○教育及び保育施設等は、地域におけるこども・子育て支援の中核的な役割を担うとともに、子育てを支援する拠点となる。
地域	○地域住民がこどもの活動支援や見守りを積極的に参加し、子育ての孤立感や負担感の解消を図るなど、地域全体で子育て家庭を支える。 ○地域における様々な活動主体が連携しながら、子育て中の当事者を支え合い、地域の子育て力を向上させる。
行政	○こどもとその保護者に必要なこども・子育て支援給付や地域子育て支援事業を、地域の実情に応じて、関係機関と連携しながら総合的かつ計画的に行う。

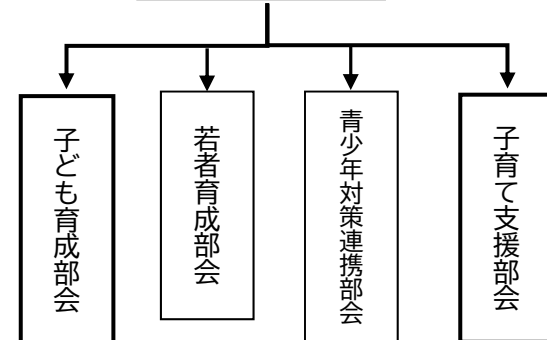
計画の位置付け

計画の策定体制及び推進体制

第1章 第8章



平成26(2014)年3月設置条例制定
大野城市子ども・若者育成会議
合議制の機関の設置(子ども・子育て支援法第72条)



質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じた計画的な整備を行うため、大野城市版子ども・子育て会議である「大野城市子ども・若者育成会議」、その専門部会である「子育て支援部会」及び「子ども育成部会」において、行政と教育・保育の実施主体等が子育て中の保護者等の意見を聞きながら、相互に連携・協働のうえ、取組を進めていきます。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定、需要量の見込み及び提供体制の確保方策

			単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	提供区域
教育・保育	1号 3～5歳 教育希望	量の見込み	人	1,277	1,266	1,255	1,243	1,247	1区域 (市全域)
		確保方策		1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	
	2号 4～5歳 保育希望	量の見込み	人	1,087	1,090	1,087	1,074	1,076	
		確保方策		1,199	1,220	1,230	1,230	1,230	
	2号 3歳 保育希望	量の見込み	人	552	571	582	590	589	
		確保方策		591	593	593	593	593	
	3号 2歳 保育希望	量の見込み	人	563	577	584	591	586	
		確保方策		589	590	590	596	596	
	3号 1歳 保育希望	量の見込み	人	495	504	513	520	525	
		確保方策		515	516	516	521	526	
	3号 0歳 保育希望	量の見込み	人	114	115	115	116	115	
		確保方策		142	142	142	142	142	
①地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人	55,800	57,000	58,100	59,100	60,000	1区域 (市全域)	
確保方策	か所	3	3	3	3	3			
②利用者支援事業 <small>上段:基本型,こども家庭センター型 下段:妊婦等包括相談支援事業型</small>	量の見込み	か所	2	2	2	2	2	1区域 (市全域)	
	確保方策		2	2	2	2	2		
	量の見込み	回	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204		
	確保方策		3,204	3,204	3,204	3,204	3,204		
③妊婦健康診査事業	量の見込み	回	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	1区域 (市全域)	
	確保方策	実施体制:県内及び県外の医療機関(市内1か所)							
④乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	人	961	964	966	964	962	1区域 (市全域)	
	確保方策	実施体制:助産師12人、エンゼルサポーター2人、保健師11人							
⑤産後ケア事業	量の見込み	人	985	985	985	985	985	1区域 (市全域)	
	確保方策	実施体制:県内の産科医療機関及び助産院に委託して実施							
⑥養育訪問支援事業	量の見込み	実人数	人	18	18	18	18	18	1区域 (市全域)
		延人数	人	36	36	36	36	36	
	確保方策		実施体制:保健師等13人 実施機関:大野城市						
	量の見込み		実施体制:保健師等13人 実施機関:大野城市						
⑦子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	実人数	人	57	57	57	57	57	1区域 (市全域)
		延人数	人日	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	確保方策		訪問支援員の派遣を事業者に委託して実施						
⑧子育て短期支援事業	量の見込み	人日	100	100	100	100	100	1区域 (市全域)	
	確保方策	児童福祉施設の4施設に委託							
⑨親子関係形成支援事業	量の見込み	人	1	1	1	1	1	1区域 (市全域)	
	確保方策		1	1	1	1	1		
⑩子育て援助活動支援事業 <small>(ファミリー・サポート・センター事業)</small>	量の見込み	人	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1区域 (市全域)	
	確保方策		1,120	1,120	1,120	1,120	1,120		
⑪一時預かり事業	保育所型	量の見込み	人	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	1区域 (市全域)
		確保方策		12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	
	幼稚園型	量の見込み	人	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	
		確保方策		38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	
⑫乳児等通園支援事業 <small>(こども誰でも通園制度)</small>	量の見込み	人日	53	51	51	51	51	1区域 (市全域)	
	確保方策		20	30	40	52	52		
⑬時間外保育事業	量の見込み	人	635	640	642	642	642	1区域 (市全域)	
	確保方策		636	643	645	645	645		
⑭病児・病後児保育事業	量の見込み	人	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1区域 (市全域)	
	確保方策		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440		

			単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	提供区域
⑮放課後児童健全育成事業	小1～3	量の見込み	人	1,486	1,557	1,524	1,564	1,594	10区域 (小学校) ※数値は 全区域合計
		確保方策		1,486	1,557	1,524	1,564	1,594	
	小4～6	量の見込み	人	446	478	472	485	535	
		確保方策		446	478	472	485	535	
⑯児童育成支援拠点事業	量の見込み	人	16	16	16	16	16	1区域 (市全域)	
	確保方策		-	-	20	20	20		
⑰実費徴収に係る補給給付を行う事業	保育所	量の見込み	人	400	400	400	400	400	1区域 (市全域)
		確保方策		400	400	400	400	400	
	幼稚園	量の見込み	人	210	210	210	210	210	
		確保方策		210	210	210	210	210	

教育・保育においては、計画期間(令和7年度～令和11年度)における幼児期需要量の見込みを、大野城市に居住するこどもの幼稚園・保育所等の現在の利用状況やニーズの調査結果、及び将来人口の推計等を踏まえて設定しました。

本計画では、既存の認可保育所の定員増を図るとともに、近年の保育士不足等の影響により認可定員まで受入ができていない施設が複数あることを踏まえ、新たな保育士確保事業を実施します。これらの提供体制確保の取組により、「特定教育・保育施設」0～5歳児の利用定員を追加で108人追加設定しています。

地域子ども・子育て支援事業においては、母子保健法の改正により「産後ケア事業」を新たに本計画に位置付けるとともに、児童福祉法改正により「子育て世帯訪問支援事業」、「親子関係形成支援事業」、「児童育成支援拠点事業」を新たに本計画に位置づけました。児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により創設される「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」については、令和8年度から全国で本格的に実施することになっていますが、本市では令和7年度中の事業開始に向けて準備を進めます。

こども・子育て支援関連施策の推進

施策	主な事業
児童虐待防止対策等の充実	①子ども相談センターの体制強化 ②児童虐待などに関する情報の一元化及び共有化の推進 ③市要保護児童対策地域協議会運営体制の強化 ④こども家庭センターの運営
ひとり親家庭の自立支援の推進	①児童扶養手当 ②母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 ③ひとり親家庭等医療費助成事業 ④ひとり親家庭養育費確保支援事業
障がい児支援等の施策の充実	①障害福祉サービス及び相談支援 ②自立支援医療(育成医療、精神通院医療) ③補装具費の支給 ④地域生活支援事業 ⑤療育事業等
仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	①子育て応援宣言企業や子育て支援の店への登録の働きかけ ②ファミリー・サポート・センター事業 ③病児デイケアルーム大野城などの利用推進

第3期計画策定のポイント

- 待機児童の解消
本市では、平成22年度から令和6年度にかけて保育所整備を進め、計1,347人分の保育定員を拡充してきました。(本編P9)
今後の就学前のこどもの人口は減少していく見込みではあるものの、共働き世帯の増加などにより、引き続き入所申込数は高い水準で推移することが想定されるため、今後は年度途中においても待機児童ゼロを実現していくために保育士確保に向けた取組に加え、教育・保育の質の向上を推進します。(本編P26～P32)
- こども家庭センターの設置
令和6年4月に設置された「大野城市こども家庭センター」では、全ての妊産婦、児童及びその家庭に対し、母子保健及び児童福祉の切れ目のない一体的な支援を実施しています。(本編P34)